

❖ 平成26年著作権法改正の解説 ❖

文化庁長官官房著作権課



第186回国会に提出された「著作権法の一部を改正する法律案」が、平成26年4月25日に可決・成立し、5月14日に平成26年法律第35号として公布された。この法律は、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、インターネット上での出版物の違法流通が広がっていることに対応するとともに、俳優や舞踏家等が行う視聴覚的実演に関する国際的な保護制度の改善を図るため、必要な改正を行うものである¹⁾。

改正内容は、①電子書籍に対応した出版権の整備及び②視聴覚的実演に関する北京条約(以下「視聴覚的実演条約」という。)の実施に伴う規定の整備の2点である(次頁図参照)。

この法律は、平成27年1月1日から施行することとされている。ただし、視聴覚的実演条約の実施に伴う規定の整備に関する規定は、視聴覚的実演条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとされている。

改正の経緯及び概要は以下のとおりである。

1. 電子書籍に対応した出版権の整備

インターネットその他の新たな情報伝達手段の発展に伴い、電子書籍が増加する一方、インターネット上での違法流通が広がっている。このような状況の中、平成22年3月に総務省、文部科学省、経済産業省の三省により設置された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)では、

我が国の豊かな出版文化を次代に継承しつつ、広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備することなどについて検討が行われ、同年6月にとりまとめられた懇談会報告²⁾では、デジタル・ネットワーク社会における出版者の機能の維持・発展の観点から、出版者に何らかの権利を付与することについて、その可否を含めて更に検討する必要があるとされた。

懇談会報告を受け、平成22年11月に文部科学省に設置された「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)においても、出版者への権利付与の意義やその必要性について、主に電子書籍の流通と利用の促進の観点や出版物に係る権利侵害への対応の観点から検討が行われた。平成23年12月にとりまとめられた検討会議報告³⁾では、出版者への権利付与等について、電子書籍市場の動向を注視しつつ、国民各層にわたる幅広い立場からの意見を踏まえ、制度的対応も含めて、早急な検討を行うことが適当と整理された。

このほか、出版者への権利付与等については、関係者からも様々な意見が示されており、例えば、平成25年2月には、一般社団法人日本経済団体連合会から「電子書籍の流通と利用の促進に資する『電子出版権』の新設を求める⁴⁾」との提言が示され、また、同年4月には、印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会⁵⁾において、「出版者の権利のあり方に関する提言⁶⁾」が示された。

¹⁾ 改正法の条文等の詳細については、文化庁ホームページ (http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html) を参照願いたい。

²⁾ http://www.bunka.go.jp/oshirase_kaigi/2010/pdf/digital_network_h220628_kondankai_ver02.pdf

³⁾ <http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf>

⁴⁾ <http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/016.html>

⁵⁾ <http://www.mojikatsuji.or.jp/benkyounaka.html>

⁶⁾ <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20130404teigen.pdf>

改正の趣旨

1. 近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していることから、紙媒体による出版のみを対象とした著作権制度を見直し、電子書籍に対応した著作権の整備を行う。
2. また、視聴覚的実演に関する国際的な保護を強化するため、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備を行う。

改正の概要

1. 電子書籍に対応した著作権の整備（第79条、第80条、第81条、第84条等関係）
紙媒体による出版のみを対象とした著作権制度を以下のように見直す。

(1) 著作権の設定（第79条関係）

著作権者は、著作物について、以下の行為を引き受ける者に対し、著作権を設定することができる。

- ① 文書又は図画として出版すること（記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布することを含む）【紙媒体による出版やCD-ROM等による出版】
- ② 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと【インターネット送信による電子出版】

(2) 著作権の内容（第80条関係）

著作権者は、設定行為で定めるところにより、その著作権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。

- ① 頒布の目的をもって、文書又は図画として複製する権利（記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む）
- ② 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行う権利

(3) 出版の義務・消滅請求（第81条、第84条関係）

- ① 著作権者は、著作権の内容に応じて、以下の義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。
 - ▶ 原稿の引渡し等を受けてから六月以内に出版行為又はインターネット送信行為を行う義務
 - ▶ 慣行に従い継続して出版行為又はインターネット送信行為を行う義務
- ② 著作権者は、著作権者が①の義務に違反したときは、義務に対応した著作権を消滅させることができる。

2. 視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備（第7条関係）

視聴覚的実演条約を締結するため、著作権法の保護を受ける実演に、視聴覚的実演条約の締約国の国民が行う実演を加える。

施行期日：平成27年1月1日（2.については、視聴覚的実演条約が我が国について効力を生ずる日）

なお、知的財産政策ビジョン（平成25年6月7日知的財産戦略本部決定⁷⁾）及び知的財産推進計画2013（同月25日知的財産戦略本部決定⁸⁾）においても、「海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した著作権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。」としている。

これらを踏まえ、平成25年5月に開催された文化審議会著作権分科会は、同分科会の下に出版関連小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、出版者への権利付与等について審議することを決めた。

小委員会は、出版業界、著作者団体、経済団体、利用者団体、有識者等を構成員として、平成25年5月以降、計15団体からのヒアリングを行うなど、出版者への権利付与等について集中的に検討を行い、同年12月、電子書籍に対応した著作権の整備を内容とする「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書⁹⁾」（以下「小委員会報告書」という。）をとりまとめた。

この小委員会報告書等を踏まえ、今般の改正において、紙媒体による出版のみを対象とした著作権制度を見直し、インターネット送信による電子出版等を引き受ける者に対して著作権を設定することとするとともに、このような著作権を設定した場合の著作権の内容、出版の義務、著作権の消滅の請求等について規定を整備した。

これにより、出版者がインターネット送信による電子出版について著作権者から著作権の設定を受け、インターネット上での出版物の違法利用（無断送信）を差し止めることができるようになり、紙媒体による出版文化の継承・発展と、健全な電子書籍市場の形成が図られ、我が国の多様で豊かな出版文化のさらなる進展に寄与することが期待される。

(1) 著作権の設定（第79条第1項）

現行法第79条第1項では、複製権者が、その著作物を「文書又は図画」として「出版」することを引き受ける者に対して、著作権を設定することができることとされており、紙媒体による出版のみが対象となっていた。

しかし、今日では、紙媒体による出版に加えて、CD-ROM等による出版や、インターネット送信による電子出版も広く普及している。

このため、今般の改正において、紙媒体による出版のみを対象とした著作権制度を見直し、CD-ROM等により出版することや、インターネット送信により電子出版することを引き受ける者に対して、著作権を設定できることとした。具体的には、複製権等保有者（複製権又は公衆送信権を有する者）は、その著作物について、以下の行為を引き受ける者に対し、著作権を設定することができることとしている。

- ① 文書又は図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された複製物により頒布することを含む。以下「出版行為」という。）
- ② 電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。以下同じ。）を行うこと（以下「公衆送信行為」という。）

なお、CD-ROM等による出版や、インターネット送信による電子出版は、「文書又は図画として表示されるようにする方式」を対象とするため、文書又は図画として認識することができないような録画物や録音物は対象とはならない。

また、雑誌を構成する著作物が著作権設定の対象となるかについて議論があったが、現行法においても、雑誌を構成する著作物に著作権を設定す

⁷⁾ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/vision2013.pdf>

⁸⁾ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikaikaku2013.pdf>

⁹⁾ http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/bunkakai/39/pdf/shiryo_3_1.pdf（概要）
http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/bunkakai/39/pdf/shiryo_3_2.pdf（報告書）

ることは可能であると考えられ、このことは、今般の改正による電子書籍に対応した著作権についても同様である。

(2) 著作権の内容 (第80条第1項及び第3項)

現行法第80条第1項では、著作権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的で著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法によって文書又は図画として複製する権利を専有することとされており、紙媒体による出版のみが対象となっていた。

しかし、今日では、紙媒体による出版に加えて、CD-ROM等による出版や、インターネット送信による電子出版も広く普及している。

このため、今般の改正において、著作権の内容として、現行法の紙媒体による出版についての複製権に加え、CD-ROM等による出版についての複製権や、インターネット送信による電子出版についての公衆送信権を規定した。具体的には、著作権者は、設定行為で定めるところにより、その著作権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有することとしている。

① 頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利（原作のまま電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）

② 原作のまま電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信を行う権利

これにより、著作権の設定を受けた著作権者は、公衆送信を行う権利を専有し、インターネット上での出版物の違法利用（無断送信）を自ら差し止めることができるようになる。

また、著作権者が第三者に複製を許諾することができるかどうかについては、現行法第80条第3項では、条文上、著作権者は第三者に対し、複製を許諾することができないこととされている一方、著作権者の承諾があれば、著作権者は第三者に対し複製の許諾を行うことができるとする見解

など、解釈上、様々な見解があった。この点について、今般の改正では、著作権者は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、第三者に対して複製を許諾することができることを明確にしている。

さらに、今後、著作権の目的となっている著作物について著作権者自ら公衆送信を行うだけでなく、著作権者の承諾の下に、第三者にも公衆送信を行わせることも考えられることから、今般の改正では、電子出版についての著作権者についても、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、第三者に対して公衆送信について許諾することができることとしている。

(3) 出版の義務 (第81条)

現行法では、著作権者は、設定行為に別段の定めのない限り、原稿等の引渡しを受けてから6月以内に出版する義務を負うとともに、著作権の存続期間中、著作権者は慣行に従い継続して出版する義務を負うこととされている。

今般の改正において、電子書籍に対応した著作権の整備にあたり、現行著作権規定と同様、設定される権利に対応した義務を負うことが適当であることから、インターネット送信による電子出版についての著作権の設定を受けた者は、原稿等の引渡し等を受けてから6月以内に公衆送信行為を行う義務や、慣行に従い継続して公衆送信行為を行う義務を負うこととした。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

なお、著作権者は、原則として権利に対応した義務を負うが、設定行為により、例えば、著作権者が紙媒体による出版を希望し、当面インターネット送信による電子出版を見合わせたい場合において、紙媒体による出版についての著作権（第80条第1項第1号）とインターネット送信による電子出版についての著作権（同項第2号）の両方を設定し、当事者間において義務を柔軟に設定することも可能であると考えられる。この例のように、同一の出版者に、第80条第1項第1号と第2号の両方の権利が設定されることは、効果的に海賊版対策を行う観点からは、有効な契約パターンであると考えられる。

(4) 著作物の修正増減 (第82条)

現行法第82条では、著作者の人格的利益を担保する観点から、著作物を出版権者が改めて複製する場合に、著作物に修正又は増減を加える機会を著作者に認めている。

今般の改正において、電子書籍に対応した出版権を整備するにあたって、著作者の人格的利益を担保する必要性に変わりはないため、インターネット送信による電子出版についての権利（第80条第1項第2号）を有する出版権者が公衆送信を行う場合についても、著作物に修正又は増減を加える機会を著作者に認めることとしている。

(5)出版権の消滅の請求（第84条）

現行法第84条では、出版権者が出版の義務に違反した場合（第81条第1項及び第2項）や、著作物の内容が複製権者である著作者の確信に適合しなくなった場合（同条第3項）に、複製権者が出版権を消滅させることができることとしている。

今般の改正においても、こうした考え方は特段変わるものではないため、電子書籍に対応した出版権の整備に伴い、現行法と同様、電子出版の義務に違反した場合や、著作物の内容が複製権等保有者である著作者の確信に適合しなくなった場合についても、複製権等保有者が出版権を消滅させることができることとしている。

なお、紙媒体による出版と電子出版の両方の権利を有し、両方の義務を負う出版権者が、一方の義務に違反した場合、出版の義務は設定される権利に対応して負うものであることから、著作権者は義務違反に対応する権利のみを消滅させることができることとしている。

2. 視聴覚的実演条約の実施に伴う規定の整備

近年、情報関連技術の発達に伴い、実演等の複製やインターネットを通じた送受信が容易に行われるようになってきている。こうした状況に対応し、著作隣接権の国際的な保護の改善を図ることを目的として、平成8年、世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）において実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下「実演・レコード条約」という。）が採択された（我が国は平成14年に締結済み）。

しかし、実演・レコード条約では音の実演が保

護の対象とされた一方で、視聴覚的実演は保護の対象とされていなかったため、視聴覚的実演の保護については、実演・レコード条約の採択後もWIPOにおいて検討が継続されていたところ、平成24年6月に北京にて視聴覚的実演条約が採択されるに至った。

視聴覚的実演条約は、締約国に対し、視聴覚的実演に係る実演家（俳優や舞踊家等）に著作隣接権を付与し、これを保護すること等を求めるものである。具体的には、締約国は、他の締約国の国民である実演家に対し、視聴覚的実演条約に定められる人格権（氏名表示権・同一性保持権）及び財産的権利（複製、放送等を許諾する権利等）を付与し、保護する義務を負うこととなる。また、視聴覚的実演に係るコピー・プロテクション等の技術的手段の回避や、電子透かし等により付加された権利管理情報の改変等を防止するための法的な措置について定めなければならないこととされている。

文化庁では、視聴覚的実演条約の採択を受け、条約の早期締結に向け、著作権法の整備の在り方等について検討を行ってきた。

以上の経緯を経て、今般の改正において、我が国著作権法により保護を受ける実演の対象に、視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者が行う実演を加えることとしている。

今般の改正により、これまで我が国が保護の対象としていなかった実演のうち、視聴覚的実演条約の締約国の国民等が行う実演が新たに保護の対象となる。我が国の国民が行う実演についても、これまで国内において行われる実演など現行法第7条各号に該当するもののみが保護の対象となっていたが、今般の改正により、実演が行われた国等を問わず、我が国の著作権法の保護の対象となる（国籍主義）。

なお、視聴覚的実演条約で保護を求められている実演家の権利の内容については、著作権法上既に保護するための規定が設けられているため、我が国の著作権法により保護を受ける実演に関する実演家の権利の内容については、今般の改正において特段変更されていない。